

苫小牧市消防本部からのお知らせ

消防法令の改正により

すべての飲食店に

消火器が必要になります



2019年10月1日より

なぜ必要になるの？

平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災はこんろの消し忘れが原因でした。

その他、小規模な飲食店で発生する火災の約5割がこんろ火災である現状から消防法施行令が改正され、火を使用する設備又は器具を設置するすべての飲食店に消火器の設置が義務付けされることになりました。

対象となる飲食店

新たに消火器の設置が義務付けられるのは、1，2に該当する飲食店又は喫茶店となります。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満^{※1}の飲食店又は喫茶店
- 2 調理用として火を使用する設備又は器具が設置^{※2}されている

※1 延べ面積が150㎡以上（木造の場合は100㎡以上）の飲食店等には、以前から消火器の設置が義務付けられています。

※2 火を使用する設備又は器具のすべての火口に防火上有効な措置（調理油過熱防止装置、自動消火装置などの設置）が講じられているものは除かれます。

どんな消火器が必要？

- 1 消火器は「業務用消火器」を設置してください。「住宅用消火器」は住宅以外には設置できません。
- 2 能力単位が2単位以上の「蓄圧式」の「粉末消火器」を設置してください。

消火器の維持管理

設置した消火器はいざというときに確実に使えるよう、6ヶ月ごとに点検する必要があります。点検の結果は1年に1回消防署へ報告することが消防法令で義務付けられます。

点検は飲食店を営まれる方が自ら行うこともできます。詳しくはパンフレット「自ら行う消火器の点検報告」をご覧ください。

総務省消防庁ホームページ 「火災予防」アドレス

(URL : https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)

消火器の使用方法

火災を大きくしないためにも、すばやく消火することが大切です。一般的には、炎が天井付近に達するまでは、消火器で消すことができます。

万一のときすぐに使えるよう、消火器はこんろ等、火を使用する設備等の近くに置くようにしてください。



①安全栓を抜く



②ホースを外し火元に向ける



③レバーを強く握る

お問合せ先

苫小牧市消防本部 予防室

苫小牧市新開町2丁目12番7号

0144-84-5030

苫小牧市消防署

苫小牧市新開町2丁目12番7号

0144-53-9119

末広出張所

苫小牧市末広町3丁目9番30号

0144-36-0119

日新出張所

苫小牧市日新町4丁目2番1号

0144-76-0119

錦岡出張所

苫小牧市青雲町1丁目23番12号

0144-67-0119

沼ノ端出張所

苫小牧市字沼ノ端42番地12

0144-55-0119

新富出張所

苫小牧市新富町1丁目3番1号

0144-75-0119